

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

Problems of Information Ethics Education as the
First-Year Curriculum Under the Pandemic:
Focusing on the Issues Related to the Use of Web
Conferencing Tools

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 優騎 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/2287

[論文]

パンデミック下での初年次教育としての情報倫理教育の課題 —Web 会議ツールの利用に関する論点を中心に—

萩原 優騎

(Accepted November 30, 2021)

Problems of Information Ethics Education as the First-Year Curriculum Under the Pandemic: Focusing on the Issues Related to the Use of Web Conferencing Tools

Yuki HAGIWARA*

Abstract: How to use ICT (Information and Communication Technology) properly is one of the basic topics of information ethics education as the first-year curriculum in the contemporary society. Ethical norms are closely related to the contexts where they function. Therefore, there are no norms applied to every context uncritically. For example, it has been said that young people are ignorant about privacy and ignore the difference between online and offline. However, especially after the spread and diversification of SNS (Social Networking Service), they choose different types of SNS in accordance with their communication targets from the view of impression management, while saying “nothing to hide.” That is, evaluating to what degree they are active to control privacy is impossible without paying attention to its contexts. This is an important point in considering the way of information ethics education under the pandemic. Web conferencing tools are used at many universities, and it is necessary to take the circumstances of young people into consideration in information ethics education on its use. The contexts of their daily life themselves at the bottom of ethical norms may have changed under the pandemic.

Key words: information ethics, harm principle, privacy, Web conferencing tool, SNS, pandemic

第一章 はじめに

東京海洋大学海洋生命科学部では、総合科目（共通導入科目）の一つとして、「情報リテラシー」が開講されている。この科目は各学科の1年次に必修とされており、大学での研究活動に必要となる、情報の利用に関わる基礎的な知識や技術の習得を主な目的としている。2019年度より、筆者は海洋政策文化学科にて、この科目を分担してきた。情報の利用に関わる倫理やリテラシーを扱う講義を中心に担当し、その経験に基づく研究成果として、これまでに以下の二つの論考を発表した。一つは「情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題」（以下、「萩原（2020）」と略記）であり、「情報リテラシー」にて筆者が担当した講義の準備や実践の過程で得られた知見や、教育活動を展開する上で考慮されるべき論点を示したり。もう一つは「倫理学の観点からの教育活動の接合可能性」（以下、「萩原（2021）」と略記）であり、「情報リテラシー」と連動して展開される他の科目との教育面での連携や接合の可能性と課題を、倫理学の観点から検討した²⁾。

上記の二つの拙稿において扱った教育活動は、従来の対面方式で実施されたものであった。ところが、2020年度の前学期の開始時には、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の蔓延により、対面方式での授業を行うことが不可能となった。COVID-19が世界的に大流行する「パンデミック（pandemic）」と呼ばれる状況下では、「情報リテラシー」に限らず、本学の教育活動全般に関して、計画や実施方法の見直しを迫られた。特に「情報リテラシー」の場合、授業の計画や実施方法のみならず、内容面での再検討が必要となった。詳細は後述する通り、本科目で扱う情報の利用をめぐる倫理やリテラシーは、学生がオンラインで授業に参加したり、コミュニケーションを図ったりする上でも重要だからである。そうした事情から、入学したばかりの学生を対象として行われる初年次教育において、「Web 会議ツール（Web conferencing tool）」を利用したオンライン授業という新しい形態に即した教育内容を盛り込むことが必須となった。このような状況の変化に直面して、教育内容の見直しや修正を図る過程では、講義を担当する自身の諸前提をも問い直されることとなった。従来の考察は、Web 会議ツールの利用を念頭に置いたものではなかった

* Department of Marine Policy and Culture, Tokyo University of Marine Science and Technology (TUMSAT), 4-5-7, Konan, Minato-ku, Tokyo, 108-8477, Japan（東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門）

からである。それゆえ、この新たな状況に対応した教育の準備を進める過程は、研究面での議論の進展を伴うものとなった。以上のような経緯を背景として行われた研究において得られた成果に基づき、パンデミック下での Web 会議ツールの利用も視野に入れた初年次教育を展開する際に考慮されるべき論点とその特徴を、従来の議論との比較検討を通じて明らかにすることを、本稿の課題とする。

はじめに、Web 会議ツールを利用して行われた「情報リテラシー」のオンライン授業について記す。従来の授業と異なる点や、その違いが教育内容にどのような変化をもたらしたのかということを紹介する。次に、本稿で扱う「情報倫理学 (information ethics)」及び「情報倫理教育 (information ethics education)」の定義、それらの歴史的背景、本稿にて採用する観点を概説する。続いて、本稿で扱う議論のキーワードである、「危害原則 (harm principle)」と「プライバシー (privacy)」について取り上げる。これらの概念に関わる先行研究での主要な論点と、Web 会議ツールの利用に伴って新たに考慮されるべき点に触れる。以上を前提として、情報倫理教育の「文脈 (context)」に関する検討を行う。その中心となるのは、「プライバシー・パラドクス (privacy paradox)」と呼ばれる事態についての考察である。この事態を扱った先行研究の中から、アメリカ、カナダ、日本で行われた調査結果に目を向ける。そして、それらの先行研究にて論じられていることを別の角度からも検討する可能性や、Web 会議ツールの利用という新たな状況において付け加えられなければならない論点、再考を要する事柄を挙げる。最後に、本稿での考察を通じて見えてきたこと、今後の研究においてさらに問わなければならないこと、パンデミック下での初年次教育としての情報倫理教育の可能性と意義を示し、稿を閉じる。

第二章 考察の前提

1. 「情報リテラシー」のオンライン授業

COVID-19 の蔓延に伴い、2020 年度の前学期は従来の対面方式での開講が不可能となったばかりか、前学期の開始時期も大幅に遅れることとなった。従来通りの開講は不可能であろうとの予測に基づき、学期の開始時期が確定する以前の段階から、授業のオンライン化を視野に入れて、授業計画の見直し作業に着手した。主要な検討課題の一つは、授業の実施方法であった。本学では、オンデマンド方式での授業を中心にを行い、必要な場合に限ってリアルタイム方式を併用してよいこととなった。「情報リテラシー」の場合、演習やグループワークが授業の重要な位置を占めているゆえ、オンデマンド方式のみでの実施は不可能である。つまり、リアルタイム方式の併用が必須となることは当初から明らかであった。本学では、リアルタイム方式で開講する場合に主に利用する Web 会議ツールとして、「Cisco

Webex」が採用された。しかし、筆者はその時点で Web 会議ツールを利用した授業の経験がなく、まずは自身がツールの主要な機能や利用方法を理解する必要があった。筆者は本学の前学期開始に先立って、非常勤講師を務める東京大学にて「Zoom」を利用して開講することになり、そこで初めてオンライン授業を経験した。その経験も参考にしながら、「情報リテラシー」の授業の実施に関わる計画や方法を、関係教員と議論する日々が続いた。本講義の受講者となる新入生を対象として行われた、その時点での日常生活の状況や学習環境及び直面している困難等に関するアンケート調査の結果も参照しつつ、Web 会議ツールを利用した授業についての検討を進めていった³⁾。

もう一つの検討課題は、授業内容である。「情報リテラシー」では、受講者が大学生活を始めるに際して必須となる知識や技術の習得を主な課題としている。第一に、情報処理や計算に関わる事柄や、それらの作業のためのソフトの機能や利用方法について理解し、実際にそれらのソフトをある程度は使いこなせるようになることを目標とする。第二に、情報をどのように収集し、理解し、扱えばよいのかということを学ぶ。情報の利用に関わる倫理やリテラシーも、それらの中に含まれる。例えば、インターネットや E メール利用において心がけるべきこと、プレゼンテーション資料やレポートの作成方法及びその注意点などである。これらの点を、講義だけでなく、演習やグループワークなども通じて段階的に学んでいく⁴⁾。以上に加えて、2020 年度は Web 会議ツールの基本的な利用方法も、授業内容に含めなければならなかった。受講者が Web 会議ツールを授業開始時からスムーズに利用できるように、開講に先立って、Web 会議ツールの利用開始前の準備、設定方法、主な機能の利用方法等について、担当教員から受講者への情報提供をオンデマンド方式で行った。Web 会議ツールの利用に支障がある、あるいは自力で問題解決ができずにいる学生に対しては、メールや電話での個別対応も行い、なるべく早い段階で全員が問題なく受講できるようになることを目指した。

Web 会議ツールの利用方法を授業内容の一部に組み込むことに伴い、各回の講義で扱う内容も見直す必要が生じた。特に、情報の利用に関わる倫理やリテラシーを扱う回の講義では、従来の授業内容だけでは足りないことは明白であった。これまでも、インターネット、E メール、SNS (Social Networking Service) 等の利用に関わる注意点は扱ってきたが、Web 会議ツールに言及することは全くなかった。受講者が Web 会議ツールを利用して授業に参加したり、グループワークを行ったりすることに伴い、その利用に関わる論点に言及することは必須である。しかし、担当教員である筆者自身が Web 会議ツールに習熟していなかったこと、また、Web 会議ツールの利用に関わる倫理やリテラシーについてこれまで考察する機会もなかったことから、授業の準備の過程で試行錯誤が続いた。他大学での Web

会議ツールを利用した教育の実践例も参照しつつ、情報の利用に関わる倫理やリテラシーに焦点を合わせて検討作業を進めた。そして、「情報リテラシー」の開講に先立って、Web 会議ツールの利用に関わる注意点をまとめた資料を作成し、受講者に配布した。加えて、情報の利用に関わる倫理やリテラシーを扱う回の講義にて、より詳しい説明を行った。本稿で主に取り上げるのは、そのような準備の過程で得られた成果のうち、倫理をめぐる諸問題に関わる内容と、その後の研究の進展によって得られた知見である。

Web 会議ツールの利用方法については、「情報リテラシー」の授業の中盤以降にも、改めて学習の機会を設けることが必要となった。萩原（2021）で詳述したように、「情報リテラシー」では、受講者はいくつかのグループに分かれて、それぞれのグループが設定したテーマに即して学習を行う⁹⁾。その過程で、資料を調べたりインタビュー調査を行ったりすることを通じて、情報の利用に関わる倫理やリテラシーについての理解を深めていくことも期待されている。後半には、グループワークによって得られた成果のプレゼンテーションを行う。これをオンラインで実施するに先立って、Web 会議ツールを利用したプレゼンテーションの方法、プレゼンテーションの際に参照する資料の適切な利用方法などに関して、簡潔ながら要点を解説した。本来であれば、これらの点に関しても詳しい説明を行うべきであったが、学期開始が遅れたことの影響もあり、十分な時間を確保することが困難であった。それゆえ、プレゼンテーションの際に資料の利用方法等に関して改善すべき点が見られた場合には、事後に各グループへの個別の指導にて対応した。

2. 情報倫理学と情報倫理教育

次に、本稿で扱う「情報倫理学」及び「情報倫理教育」について概説する。情報倫理学は、「コンピュータ倫理学（computer ethics）」と呼ばれることもある。1980 年代に研究が本格的に展開されるようになった際に中心的な役割を果たした人物の一人であるジェームス・H・ムーア（James H. Moor）による考察は、現在に至るまで議論の重要な位置を占めている。ムーアは、自身の研究を展開するに当たって、「コンピュータ倫理学」という名称を用いることを重視してきた。特に引用されることが多い 1985 年の論考の目的は、コンピュータが他の技術とどのように異なるのか、その差異が倫理的な問題においてどのような重要性を持つのかという点を論じることであった⁹⁾。つまり、ムーアの認識では、コンピュータと従来の技術との連続性は自明ではない。様々な技術についての倫理的な考察は長い伝統を有するが、それらとは区別されるべきものとして、コンピュータ倫理学を位置づけている。コンピュータ技術の社会的影響の本質、コンピュータ技術の倫理的な利用のための指針の定式化と正当化についての分析が、コンピュ

ータ倫理学の主要な課題であるという⁷⁾。このような問題意識に基づいて出発したコンピュータ倫理学の研究は、その後、コンピュータの小型化と一般の人々への浸透、インターネットの普及、スマートフォンの出現など、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の進展やそれに伴う社会状況の推移と共に議論の重点を変化させながら、現在に至っている。

「コンピュータ倫理学」と「情報倫理学」の異同や両者の関係については、論者によって見解が異なる。一つは、コンピュータ倫理学とは何かという問いに焦点を合わせて、その議論の範囲を限定することで、当該領域の明確化を図ろうとする立場である。従来のコンピュータ倫理学の議論が広範囲にわたることや、それに由来する概念の混乱を、この立場の論者は指摘する⁸⁾。そのような混乱状態が続く限り、議論の発展や論点の明確化は実現し得ないと考えるからである。コンピュータは生活のほぼあらゆる側面に影響を及ぼしているとしても、コンピュータに関連する全ての事柄がコンピュータ倫理学の問題であるということにはならないが、コンピュータ倫理学が明確に概念化されていないことで議論の混乱が生じているという⁹⁾。一方、コンピュータ倫理学と情報倫理学の区別をあえて強調する必要はないとする立場もある。この立場の論者の認識の中核にあるのは、現代社会においては情報通信技術が不可欠なものになっているということである。「今日では、情報の収集、蓄積、処理、利用、発信といった、コミュニケーションを含む情報行動や、情報に関わる事象・現象の多くは ICT の利用を前提としたものになっており、また倫理問題としての検討を要する情報行動のほとんどは ICT の利用を伴うものになっている。そのため、『情報の』倫理と『コンピュータの』あるいは『ICT の』倫理とを異なるものとして考える必要性はほとんどなくなっている」という¹⁰⁾。本稿では、この立場を採用する。

コンピュータ倫理学もしくは情報倫理学と他の倫理学との関係についても、多くの議論の蓄積がある。例えば、この領域が対象とする問題を「伝統的な倫理的問題の変種」と位置づける主張、すなわち、「問題が新しいひねり（新しい特徴、新しい可能性）を伴って生じてくる。こうした新しい特徴や新しい可能性が現れることによって、何らかの解釈、修正、制限なしに伝統的な道徳的概念に依拠することは難しくなる」という主張がある¹¹⁾。また、「環境倫理学（environmental ethics）」、「生命倫理学（bioethics）」、「企業倫理学（business ethics）」といった周辺領域との比較において、情報倫理学の特徴を論じる立場もある。情報倫理学が扱う問題領域は、コンピュータと直接関係するものに限定されているわけではないという¹²⁾。その例として挙げられているのは、少年犯罪における実名報道、「やらせ」をめぐるメディアの問題、診療記録の取り扱い、情報公開、内部告発などである。そのことから、倫理学の各種の領域は「情報」という観点から総合的に研究され得ると

いう点で、情報倫理学は倫理学の一領域であることを超えているという側面を持つと主張される¹³⁾。

情報倫理に関する教育の場面でも、議論の混乱が見られる。情報の利用に関わる倫理を扱う教育活動としての「情報倫理教育」という表現は多くの場面で使用されてきたが、その定義は必ずしも明らかではない。日本の大学で「情報倫理」もしくはそれに類する名称の教育が始まったのは1999年頃からとされており、コンピュータが一般家庭に普及し始めた時期だった¹⁴⁾。こうした状況の変化により、各大学にて、特に初年次教育として情報の利用に関わる教育が必要であるという認識が高まった。しかし、現時点までに、何らかの情報倫理教育の統一的な定義や指標が確立されているとは言いがたい。また、情報倫理教育の方法や実践例を扱った先行研究においても、「情報倫理教育」は明確に定義されていない。「そもそも情報倫理とは何かという根本的な点に関して安定的な定義がないまま、もしくは倫理学者たちが定義を鍛え上げている最中に、重要性だけが独り歩きして教育の現場に持ち込まれた感がある」、すなわち、「手探りの教育内容で情報倫理教育がはじめられ、互いに他大学の実施例を見習いながら軌道修正を続けた結果、情報倫理教育がいくつかの典型的な形に収束し、安定してしまったというのが実情である」¹⁵⁾。

ただし、大学において「情報倫理」として行われている教育内容を、それに類するものと区別すべきであると論じた先行研究は少なからず存在する。「情報倫理」と対比されることが多い概念の一つは、「ネチケット (netiquette)」である。ネチケットとは、インターネットやEメールの利用に関わるマナーであり、初等・中等教育などでの初歩的な教育では、そのような名称が用いられることもある。そうした教育と区別されるべき「情報倫理」についての教育は、情報倫理学の知見を基礎として展開されるものであるとされる。すなわち、「マナー」として提示される事柄は、守られるべき理由を問わない「生活指導」であるのに対し、大学での情報倫理教育は「合理的な思考によるコンピュータやインターネットの使用における価値判断力の育成を目的とする」¹⁶⁾。しかし、このような主張が情報倫理学の研究者によってなされている一方で、大学での教育の現場で実際に行われている情報倫理教育の内容や方法は多様である。したがって、上記のような区別が大学での教育活動において常に前提とされているとは限らない。

第三章 Web 会議ツールの利用に関わる論点

1. 危害原則

先述のように、「情報リテラシー」の授業をオンラインで実施するに際して、従来の対面方式での教育において扱ってきた内容に加えて、Web 会議ツールの利用に関わる論点に触れる機会が必要であると認識した。その一つは、

Web 会議ツールの利用に付随して発生し得ることが想定される危害である。言うまでもなく、利用に伴って各種の危害が発生し得るという想定は、Web 会議ツールに固有なものではなく、他の情報通信技術にも当てはまる。それゆえ、萩原(2020)で詳述したように、従来の対面方式での授業においても、情報通信技術の利用を通じてもたらされる可能性がある危害について、情報倫理学の観点から扱ってきた。それを基礎としつつ、新たな状況にも対応し得るように、内容に若干の修正を加えた。すなわち、Web 会議ツールを利用する場面においても、受講者が危害に関わる論点を意識し、適切に判断し行動できるようにすることを目的に、講義内容の一部を改めた。

受講者が入学から間もない時期に実施される初年次教育において、情報通信技術の利用に伴う危害について情報倫理学の観点との関連で注意を促すことが必要であると考えられる重要な論点の一つは、自身や他人に関わる情報、著作権をはじめとする諸権利を伴う情報等の扱い方である。その扱い方が不適切であった場合、様々な危害が発生し得る。危害が発生することは、なぜ問題であると言えるのだろうか。このような問いに対して、「個人の権利」という観点から議論を展開した人物の一人が、19世紀イギリスのジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) である。ミルは、危害の発生防止に必要な条件を、個人の権利との関連で示した。今日では、ミルの主張は「危害原則」と呼ばれている。加藤尚武は、ミルの主張を次のように要約している。判断能力のある成人の場合、自身の生命、身体、財産等に関して、たとえ本人にとって不利益な決定を下したとしても、結果として他人に危害を及ぼすことにならない限りは、その決定を認める¹⁷⁾。この条件が満たされた場合、個人は「自己決定権 (right to self-determination)」を行使することができるとされる。

倫理学において、危害原則との関連で自己決定権が取り上げられることが多いのは、医療の場面での患者による意思決定である¹⁸⁾。危害原則に示された条件を満たしていないと見なされる場合には、自己決定権の行使は制限され得る。そのことを、ミルは以下のように表現している。「この理論は、成熟した諸能力をもつ人間に対してだけ適用される」のであり、「われわれは子供たちや、法が定める男女の成人年齢以下の若い人々を問題にしているのではない。まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない」¹⁹⁾。ただし、未成年者に意思決定の余地を一切認めないということは現実的ではなく、また、問題であろう。それゆえ、未成年者が医療に関わる意思決定を行う際には、親などの保護者による同意が必要とされる。このことを別の角度から捉えるならば、未成年者による意思決定を条件付きで認めるということは、自らに関わる事柄について決める権利をある程度まで未成年者にも与えるということであり、同時に、決定の対象について自ら検討し

適切に判断することが期待されるということでもある。このように、一定の条件下で未成年者にも自己決定やそれに基づく行動を許容するということは、医療の場面に限らない。アクセスできる情報やサービスを制限するといった条件下で未成年者の利用を認める、それらの情報やサービスの利用及び制限の緩和には保護者の同意を必要とするなど、情報通信技術に関連する事柄においても、同様の論点が存在する。

自己決定権を行使することが認められるのは十分な判断能力を有する場合であるという議論の前提にあるのは、「自律 (autonomy)」という概念である。すなわち、行為者は自身の置かれている状況や規範についての十分な知識と自らの欲求を背景に様々な熟慮を行った上で、自ら行為を選択し決定することができるということである²⁰⁾。「自律」という概念が掲げられる時、本人の責任も問われる。しばしば濫用されている「自己責任 (self-responsibility)」という概念が登場するのは、元々はこのような文脈においてであった。自律した行為者は自らの行為の責任を原理的に回避できないのであり、逆に、自律した主体ではないと考えられている行為者には十全な意味での責任を問えないことになる²¹⁾。危害原則においては、十分な判断能力を有することが、自己決定の条件として掲げられていた。未成年者の場合、判断能力がまだ十分に備わっていないというのは、同時に、自らの決定に対して十分に責任を担えないということを意味する。それゆえ、アクセスできる情報やサービスは制限される傾向にあり、それらの利用及び制限の緩和には保護者の同意が必要とされる。

ただし、成人に達すれば誰もが十分な判断能力を有し、自己決定権を行使するにふさわしい条件を満たしていると言えるだろうかという疑問が、これまでも繰り返し提起されてきた。それに対して、次のような説明がなされる。「自律した主体」は規範的な概念であり記述的な概念ではないのであり、行為者は状況についても規範についても必ずしも十分な知識を持っていないかもしれない²²⁾。それならば、「自律した主体」という想定は有効ではないのかというと、そうではないだろう。「自律」という理念の下に教育がなされる場合、教育を受けた本人はそうした主体であることの価値を何らかの形で内面化することになるのだから、「自律した主体」はフィクションに過ぎないと言って切り捨てることはできない²³⁾。これは、判断能力がまだ十分には備わっていないとされる未成年者にも当てはまる。可能な範囲で自律的であること、自らの行為に対する責任を自覚できることが望まれる²⁴⁾。

以上の議論に基づいて Web 会議ツールの利用について考えるならば、これまでの対面方式での授業の実施過程ではほとんど前面化することのなかった論点に注意を促さなければならないことに気づく。それは、Web 会議ツールによる講義やコミュニケーションの過程で得られた情報を不当に利用した場合、著作権や肖像権の侵害といった危

害が発生し得るということである。Web 会議ツールでの講義に用いられた教材や参加者の画像、音声、映像等を記録して SNS に転載することが、その例である。SNS の利用に際しての注意点については、従来も入学時のオリエンテーションなどで説明がなされてきた。しかし、授業に Web 会議ツールが導入されたことで、授業中に取得した情報の不適切な利用とそれに伴う危害を防止するという観点から、受講者への注意喚起をより徹底する必要性が高まったと言えるだろう。そうした教育を行う際に、不適切な行為とは何か、それがなぜ不適切と言えるのか、不適切な行為の結果としてどのような問題が発生するのかといったことを、受講者が自ら考え、深く理解する機会を提供しなければならない。

また、許可されていない Web 会議に不正に参加すること、Web 会議を妨害する迷惑行為など、ただちに違法性は問われないとしても、道徳的に問題になり得る行為についても、論点として扱う必要があるだろう。社会の成員に対する権力行使が正当化され得るのは他人への危害を防止する場合のみであり、「人間の行為の中で、社会にしたがわなければならない部分は、他人に関係する部分だけである。自分自身にだけ関係する行為においては、彼の独立は、当然、絶対的である」とミルは述べている²⁵⁾。ミルは「社会」あるいは「他人に関係する部分」に法律の領域と道徳の領域の双方を含め、それらとの対比で個人のみに関係する行為を定義している。つまり、危害原則における「危害」には、法的な規制の対象も道徳的な規制の対象も含まれる。それゆえ、違法性が問われなければ非道徳的行為であっても問題は無いということにはならない²⁶⁾。「情報リテラシー」にて筆者が担当する情報倫理を扱う回の講義では、上記の論点も含め、Web 会議ツールの利用に関わる注意事項について、危害原則の観点からの倫理的な説明を行った。危害原則は、決して万能なルールではない。しかし、受講者がそれを学ぶことは、社会を運営する上での一つの考え方を知り、自らの行動により自覚的になるための貴重な機会になり得る。

2. プライバシー

危害原則と並んで、情報通信技術の利用に伴う危害について、情報倫理学の観点との関連で受講者に示すべきであると考えられるもう一つの重要な論点は、「プライバシー」である。「プライバシー」という言葉自体は、初年次教育の段階で、ほぼ全ての受講者が既に知っているはずである。しかし、この概念を学術的に定義できる受講者は、ほとんどいないだろう。また、「プライバシー」と「個人情報」が日常においてはあまり区別されることなく用いられているという事態も、議論の混乱の一因になっていると思われる。言うまでもなく、両者は同義ではない。日本社会における「個人情報」という概念の法的な定義を整理すると、

次のように表現できる。個人情報とは、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」及び「個人識別符号が含まれるもの」である²⁷⁾。上記は「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」第2条の記述を簡略化したものである。一方、個人情報が日常においてどのように使用され流通しているかという点に目を向けるならば、それが公開されている場合とそうでない場合の両方があることに気づくはずである。個人情報保護法では、いずれの場合も規制の対象となっている。このような「個人情報」の特徴を「プライバシー」との関連で見ると、既に公知となっている情報も含まれるという点で、「個人情報」の意味する範囲は「プライバシー」よりも広いと言える²⁸⁾。

「プライバシー」という概念の理解が容易ではないのは、この概念そのものが多義的であり、時代と共に議論の重点や定義が変化してきたからである。その意味で、この概念は日常的に使われていながら、自明であるとはいいがたい。この概念の意味の歴史的な変遷に注目するならば、19世紀にまで議論を遡ることができる。当時のアメリカ社会では、「生存権（right to life）」という概念との関連で、プライバシーが論じられた。生存権の定義の拡張に伴い、この概念には「放っておいてもらう権利（right to be let alone）」としてのプライバシーも含まれるとされた²⁹⁾。その後、プライバシーに関する様々な定義が登場し、それらをめぐって議論が展開されていった。プライバシーに関する定義や議論に影響を及ぼしたのは、学術上の知見や理論だけではない。情報通信技術の発達と普及、そしてそれに伴う社会状況の変化も、プライバシーに関する定義や議論に大きな影響を与えてきた。情報処理の機械化、電子化、自動化に伴い、従来ならば不可能だった情報の収集、蓄積、結合、加工が容易に可能になると、たとえ個人が「放っておいてもらう権利」を主張したとしても、自身に関する情報は勝手に譲渡されていくことになるだろう³⁰⁾。

それゆえ、「プライバシー」という概念に関して、従来とは異なる定義が求められるようになった。その一つが、「自己情報コントロール権（right to the protection of personal data）」である。それは、個人、集団、組織が、いつ、どのように、どの程度まで、自分たちに関する情報を他者に伝達するかということを自ら決定することを要求するものである³¹⁾。この定義は現在もある程度までは有効性があると考えられるが、定義がなされてから既に半世紀が経過している。その間に、情報通信技術の目覚ましい発達と普及が見られた。その結果、人々は自らに関する情報を必ずしもコントロールできない、もしくはコントロールできているか定かではないという状況が生じた。こうした状況への処方箋として、ジェームス・H・ムーアはプライバシーへのアクセス制限を提唱する。それは、「適切な時

に関連情報にアクセスするにふさわしい人物のみが、その権利を有する」というものである³²⁾。これを採用することで、プライバシーの保護のための方法を改善することが構想される。こうした主張の背景にあるのは、コンピュータが発達し普及した状況では、従来のように自身に関する情報のコントロールが困難になるという認識である³³⁾。これは、制度的な手段を通じて現状の困難を改善するための提言であると見なすことができる。しかし、この提言が自己情報コントロール権を補完するものになり得たとしても、個人や企業はともかく、国家という最大の個人情報管理組織に対しても有効に機能するだろうかという疑問が提起されている³⁴⁾。

このように、プライバシーの定義や、その保護を十分に確立するための手段については、多様な見解が存在する。そうした中で、ある方向へと議論が収斂する可能性はあり得るのだろうか。この点に関して、次のような主張がある。「プライバシーには文化的・社会的差異を超えて万人に受け入れられる確立された概念あるいは定義が存在していない」のであり、「それは、プライバシーが社会や経済、技術環境の変化とともに進化・発展していくべきものだからである。こうしたプライバシーの発展的特質を考えれば、プライバシーの定義の確立は望むべきものではない。むしろ、その時々社会・経済・技術環境を踏まえて、『守るべきプライバシー』を設定し、それに対する実効的な保護政策を立案・運用すべきであり、また環境の変化に応じてそれらを継続的に見直していくことが必要となる」³⁵⁾。これまでの歴史を振り返るならば、新たな技術や制度の出現、社会の状況の変化に伴い、プライバシーに関する議論の諸前提の再考が求められてきた。この傾向は、今後も不可避であろうと考えられる。

もちろん、以上のように述べることは、プライバシーについての定義や議論の方向性を共有できないということの意味するのではない。「プライバシー」という概念の具体的な中身やその実現の方法については議論の余地があるとしても、その議論の前提として、例えば以下のような共通理解を形成することは有効であろう。「物理空間・情報空間・サイバー空間・心理空間など、人間活動が行われるいろいろな空間をわれわれは想定することができる。こうした諸空間において、他者の侵入・介入・干渉を許さない領域を個人が正当に設定・主張できる場合（通常、特定のコンテキスト（状況）と関連づけられて設定される）、その領域がプライバシーとして特徴づけられることになる。そしてプライバシー侵害とは、この領域に対する監視あるいは監視、調査、計測、データ収集を含むあらゆるタイプの侵入・介入・干渉を指すことになる」³⁶⁾。このようにして議論の土台を設定できるならば、たとえ議論が対立したりすれ違ったりした場合にも、ただちに議論の継続や共有を放棄するという選択がなされる可能性を、多少とも低くできるかもしれない。共通理解に立ち返ることで、

各々の論者が共通理解のうちのどの部分に主に焦点を合わせているのか、どの部分を強調しているのかといったことを確認し比較検討することを試みるならば、議論の継続や新たな展開につながる可能性もあるだろう。

Web 会議ツールの導入が進んでいる現状では、まさに上記のような認識に基づく、継続的な議論が求められているはずである。先述のように、従来も SNS の利用上の注意点については、入学時のオリエンテーションにて説明がなされたり、「情報リテラシー」の情報倫理を扱う回の講義で関連する論点が扱われたりしてきた。しかし、Web 会議ツールの利用が新たに加わることで、問題が増幅される可能性がある。参加者の画像、音声、映像等が無断で記録された結果、プライバシーの侵害が発生するかもしれない。そこで生じているのは、例えば自身の顔が映っている場面の画像や映像を知らないうちに保存され、SNS に転載されるという、自己情報コントロール権が機能しない事態である³⁷⁾。しかも、そうした行為が誰によってどの時点でなされるのかということや、いつどこに転載されるのかということなどを事前に予期して防止することは難しい。オンライン上に出回る情報は膨大であるゆえに、発生した問題をそのつど発見して対処することも容易ではない。また、たとえ SNS には転載しなくても、無断で取得された画像や映像を、取得した本人が保存し続けることは妥当か否かという論点も存在する。このように、想定され得る問題の種類や性質はこれまで以上に多様であり、複数の問題が絡み合う中で新たな問題が生じることもある。それゆえ、情報倫理を扱うオリエンテーションや講義でも、こうした事態に対応し得るような、内容の拡充が必要となる。また、内容の拡充の支えとなる、基礎的な議論の深化も不可欠である。

第四章 情報倫理の文脈とその変化

1. プライバシー・パラドクス

「危害原則」と「プライバシー」という観点から問題を整理してみることで、Web 会議ツールを授業に導入する場合には、「情報リテラシー」での従来の情報倫理教育や入学時のオリエンテーションにて必ずしも十分に言及してこなかった論点も扱う必要があることが明らかになった。特に重要なのは、Web 会議ツールの利用時に流通する各種の情報に関わる法的及び道徳的問題である。Web 会議ツールの利用の場面での「危害」や「プライバシー」とは何かということ、何が不適切な行為であるのかということ、その行為が不適切と考えられる理由などが、論点として挙げられる。一方で、そうした内容を従来の説明に追加するだけでは足りないと考える。なぜなら、全ての倫理的言説は、ある特定の文脈に位置づけられるからである。過去の時代においても、倫理学者はその時代が提起している倫理的問題への解答を与えようとしてきたのであり、全ての時

代、社会、状況において妥当する倫理など存在しない³⁸⁾。この点を考慮せず、あらゆる場面に倫理が適用可能なことを前提とするならば、その前提に基づく倫理教育の実効性は定かではない。したがって、Web 会議ツールの利用に関わる情報倫理教育を行うに先立って、受講者たちの情報通信技術の利用に関係する文脈を検討する必要があるのではないだろうか。

村田潔らは、「プライバシー」という概念が機能する文脈とその変化に注目して、多角的に検討している。その中で本稿との関連で注目すべきなのは、若者たちが情報通信技術とどのように関わり合い、プライバシーに関してどのような認識を持っているのかということを明確にしようとした研究である³⁹⁾。この研究では、海外における同様の先行研究の概略を紹介し、それらと自らの調査結果との相同も論じている。以下においては、村田らが挙げた先行研究の細部に立ち入ると共に、必要に応じてそれらの研究が考察の前提としている諸論考にまで遡る。そのようにして、情報倫理教育の対象となる若者たちにおける情報通信技術の利用に関わる認識や文脈とはどのようなものであり、時代や状況の変化と共に認識や文脈にもどのような変化が生じてきたのかということを確認する。そうした作業は、状況の変化に伴って「プライバシー」という概念の定義も見直していくべきであるという提言の、具体的な実践としても意義深いと考える。

村田らが最初に注目するのは、2000 年代半ばのアメリカにて、スーザン・B・バーンズ (Susan B. Barnes) によって行われた研究である。この研究の背景にあるのは、情報通信技術の発達に伴って、企業や政府による情報の収集や利用の度合いが一層進展しているという認識である。アメリカでは、企業や政府がどのように情報を集めているかということや大人たちが気にかけている一方で、10 代の若者たちは個人的で私的な情報をオンライン上に放り出しているという⁴⁰⁾。そうした事態は、「プライバシー・パラドクス」と呼ばれる。それが生じるのは、若者たちがインターネットの公共性に気づいていないからであるとされる⁴¹⁾。そのことは、プライバシーに関する無知の問題としてのみ捉えられているのではない。大人たちは現実世界の補足として Web を利用する傾向があるのに対し、10 代の若者たちはオンラインとオフラインの違いを無視しているという⁴²⁾。また、SNS の仕組みそのものが、若者のそうした認識を助長していることが指摘されている。すなわち、サインアップの手続きや会員登録を要求されることが、個人情報やオンライン上で公開することは安全だと思わせると、バーンズは論じる⁴³⁾。

バーンズによる研究以後、プライバシー・パラドクスをめぐって様々な研究が行われた。その一つである、2010 年代の終わりにカナダで実施された、マイケル・アドルジャン (Michael Adorjan) とローズマリー・リチャーデリ (Rosemary Ricciardelli) による研究に、村田らは言及して

いる。この研究は、カナダの「デジタル・ネイティブ (digital native)」と呼ばれる 10 代の若者たちを対象としたものである。情報通信技術を自明なものとして育ったこの世代には、一つの特徴があるとされる。それは、オンライン上に投稿する際に「隠すべきものは何もない」という理由で、プライバシーの侵害を気にかけないということである⁴⁴⁾。そうした若者たちを対象としたこの研究では、バーンズが指摘したものと異なるパラドクスの存在が論じられている。すなわち、若者たちがプライバシーについて述べることとオンラインでの実際の行動が分離しているという事態である⁴⁵⁾。「隠すべきものは何もない」という表現が指しているのは、若者たちがプライバシーを一切気にしなくなったということではない。印象のマネジメントという観点から、企業や政府といった集団よりも、家族や友人との関連においてプライバシーを気にかけるといふ⁴⁶⁾。

以上のような事態を説明するに当たって、アドルジャンとリチャーデリが参照するのは、ヘレン・ニッセンバウム (Helen Nissenbaum) が提唱した「文脈の統合性 (contextual integrity)」という概念である。この概念が意味しているのは、情報の流れに関わる規範によって統御されていない生活圏域は存在しないということ、「何でもあり (anything goes)」の情報や生活の場は存在しないということである⁴⁷⁾。「何でもあり」というのは、一切の統制を欠いた無秩序な状態を指すのであり、そうした状態は日常生活において想定しがたい。つまり、ほぼ全ての出来事は文脈において生じると、ニッセンバウムは主張する⁴⁸⁾。個人情報やプライバシーについて考える際も、こうした点が重要であるとされる。ニッセンバウムによると、情報に関わる規範には二つの種類が存在するという。一つは、「妥当性 (appropriateness)」についての規範である。それは、ある特定の文脈において、どのような個人情報の開示が妥当かということに関わる⁴⁹⁾。もう一つは、「流通 (distribution)」についての規範である。それは、ある集団から別の集団へと情報を移動させることに関わる⁵⁰⁾。オンライン上での活動にて、これらの規範を考慮に入れることの必要性を、アドルジャンとリチャーデリは説く。投稿する際にどの文脈が重要であるかということを利用者が見分ける能力が、SNS においては問題になるからである⁵¹⁾。

このような文脈の区別に基づいて、若者たちは対人関係における印象のマネジメントを行っているという。その際に、SNS の使い分けが重要であるとされる。すなわち、誰をコミュニケーションの対象とするのかということ次第で利用する SNS が異なるのであり、この点に関係しているのは、それぞれの SNS においてプライバシーの管理方法やそれが可能な程度が異なるということである⁵²⁾。一方で、コミュニケーションの対象を制限することは、日常における困難をもたらすかもしれない。関わりたくない相手をコミュニケーションから除外することは、その相手と自身が実生活で共通に所属する集団において、自身が社会的に疎

外されることにつながる可能性もあるからである⁵³⁾。そうした困難が生じる可能性を伴いながら、若者たちは SNS の使い分けやコミュニケーションの対象の制限などを通じて、印象やプライバシーの管理を試みつつ、それぞれの SNS での行動においては「隠すべきものは何もない」という態度を示すのである。

上述のアメリカやカナダでの先行研究を参照して行われた村田らによる日本での調査では、若者たちのオンライン上での行動の特徴に関して、以下のような分析結果が得られたという。「①プライバシーの保護は重要であると考えている一方で、プライバシーとは何か、なぜプライバシー保護が重要なのか、どのような主体や技術がプライバシーの脅威になるのかといったことについて明確に理解していない。②オンラインサービスを利用するにあたり、利用規約やプライバシーポリシーに目を通すことはない。③自分たちがオンラインで提供した個人データが、公共・民間部門の組織によって、どのように、またどのような目的のために利用されているのかについて理解していない。④自分たちのプライバシーが侵害された際のダメージを過小評価しており、またプライバシー侵害について『自分だけは大丈夫』だと思っている。⑤スマートフォンやパソコンがプライバシーの脅威となる技術であることを認めていながら、それらを利用するにあたって、クッキーや検索・閲覧履歴の消去、パスワードの定期的変更など、一般的に推奨されているプライバシー保護対策を実施していない。⑥ソーシャルメディアを利用するにあたって、プライバシー侵害に対する漠然とした不安を抱いているものの、オンラインでの人との交流・つながりを優先してしまう。⑦社会的な理由からではなく、たとえば自分の身の安全や財産を守るという個人的な理由からプライバシー保護をすべきだと考えている」⁵⁴⁾。

2. 今後の検討課題とその論点

アメリカ、カナダ、日本での研究は、それぞれ実施の場所や時期が異なるので、単純に比較することはできない。しかし、情報通信技術の発達と普及、それに伴う社会状況の変化、情報通信技術が利用される社会的・文化的文脈などの様々な要素が、若者たちが情報通信技術とどのように関わり合い、プライバシーに関してどのような認識を持っているのかということに、何らかの形で影響を及ぼしていると考えられる。情報倫理について論じる場合に、そして情報倫理教育を展開する場合に、こうした点を考慮に入れることは重要である。情報倫理が機能するのは、あるいはその機能不全が生じるのは、常に何らかの特定の文脈においてである⁵⁵⁾。その文脈についての言及や考察なしに、時代や場所に関係なく機能し得る情報倫理や情報倫理教育を構想したとしても、その実効性を担保することはできないだろう。ただし、本稿の検討課題に取り組むには、これ

までに見てきたような各種の先行研究を参照するだけでは十分ではない。そのように言える理由の一つは、これらの研究において論じられているのは主に SNS の利用に関わる事柄であり、Web 会議ツールの利用に関連する調査や考察は一切なされていないということである。また、パンデミック下において、SNS の利用の傾向やプライバシーについての認識にも何らかの変化が生じている可能性がある、それらに関する研究も今後の課題であろう。そのような課題に取り組む際に、先行研究との比較検討が必要になることは言うまでもない。

参照した先行研究内にも、未解決の課題が残されている。一例として、カナダでの研究では、調査の対象となった若者たちには、性別、年齢、地域などの違いを確認できる。それらの違いが行動や認識に影響を及ぼしている可能性があることは示されているが、その影響の度合いや、同様の傾向が他の地域にも見出され得るのかということについては、さらなる調査と検討が必要であろう⁵⁶⁾。また、プライバシーの問題を深く理解しないまま自らに関わる情報を不用意にオンライン上に公開したり、自身や周囲に不利益をもたらすような内容を友人たちとオンライン上で共有したりといった行為を、自己情報コントロール権との関連で見た場合にどのように評価すべきであるかということも、検討を要するのではないだろうか。この点について、水谷雅彦は次のように指摘している。「データの二次利用や他のデータとのマッチングが容易に行われるため、自らの主体的意思に基づいて誰かに開示した情報が当初の意思に反した利用をされることがしばしばある。この場合、意思的に情報を開示したということは、自己情報をその時点でコントロールした結果といえるが、一方ではそれ以降のコントロール権を放棄したともいえることになる」⁵⁷⁾。

加えて、これまでに見てきた先行研究とは異なる観点や指標を採用した場合には、別の結果が得られたり、新たな論点が発掘されたりする可能性も否定できない。例えば、オンライン上でのコミュニケーションのスキルに着目した研究がある。この研究の背景にあるのは、文部科学省が2015年度に実施した、日本の高校生の情報活用能力に関する調査結果である。それによると、「基本的な情報モラルは理解している」が、「情報の発信・伝達の際に、他者の権利（肖像権や著作権）を踏まえて適切に対処すること」等に課題があったという⁵⁸⁾。オンライン上でのコミュニケーションのスキルの程度が、当人の行動や認識とどのように、どの程度関連しているのかということが、この研究では考察されている。大学での情報教育関連の科目の受講者を対象としてアンケート調査を実施した結果、次のような傾向が確認されたという。「基本スキルおよび社会的スキルが高い者は、低い者よりもオンライン上のコミュニケーションスキルが高い傾向」、オンライン上でのコミュニケーションのスキルと不適切な振る舞いとの関係について

は「一部のケースではあるものの、スキルの高い者の方が低い者よりも不適切な振る舞いが多い傾向、トラブルの可能性を低く認識している傾向」、オンライン上でのコミュニケーションのスキルの構成概念と情報発信に関わる振る舞いとの関係については「感情的表出がされやすいスキルの者の方が各振る舞いの頻度が抑制されていない傾向」、「記号化スキルの低い者の方がトラブルの可能性をより強く認識している傾向」、「記号化スキルの低い者ほど対人関係へ悪影響を及ぼす認識が強い傾向」が見られた⁵⁹⁾。

こうした傾向について検討することは、オンライン上での認識や行動とそれ以外の場面での認識や行動との関連性の有無という論点の考察にもつながる。すなわち、「通常の基本スキルや社会的スキルの育成を重視することで、ある程度はオンラインコミュニケーションスキルを高めることができると考えられる」が、一方で基本スキルや社会的スキルとの関連性が見られない事柄に関しては「オンラインコミュニケーション固有の発信スキルの側面に特化した情報モラルの指導が重要であると考えられる」という⁶⁰⁾。この点は、越智貢による「情報モラル」と「日常モラル」との比較との関連で、さらに検討がなされるべきだろう。越智は両者の違いを、次のように整理している。情報モラルは「電子ネットワーク上のトラブルを回避し、ネットワークの営みを円滑に保つための安全保障、すなわち『セキュリティ・モラル』」であるのに対し、日常モラルは「セキュリティ・モラルにとどまらないモラル」、すなわち「人間性に言及しつつ、行為の倫理や結果の倫理以上のモラルを目指している」⁶¹⁾。つまり、情報モラルはその対象とする範囲だけでなく、モラルの遵守によって達成すべき目標の設定も、日常モラルと比べて限られているということである。そうであるならば、情報モラルの場合、ある程度の強制力や抑止力が存在しなければモラルに見合う行為の実現は難しいが、ネットワークにおける非対面性や匿名性といった性質ゆえ、オンライン上では外的サンクションが機能しにくいと、越智は指摘する⁶²⁾。

越智が挙げている論点は、情報倫理教育の現場での実践を通じた研究においても、具体的な検討がなされている。それは、日常的な倫理意識、情報メディアの利用経験、情報倫理教育を受けた経験等の、相互の影響はどのようなものであり、どの程度であるのかという問いを扱った研究論文である。日本の大学生を対象とした調査では、次のような傾向が確認されたという。第一に、日常的な倫理意識と情報倫理に関わる判断及び行動には強い関係があり、日常生活において非倫理的である人はオンライン上でも非倫理的な行動を許容し、自身も非倫理的に振る舞う傾向にあるということである⁶³⁾。情報倫理に関わる判断や行動の因子としては、自己都合を優先する行為、他者に迷惑をかける行為、マナー違反の行為が挙げられている。第二に、実用的なメディア利用経験の多いことが、非倫理的な行為をよくないと判断し、そのような行為に及ばないことと結び

ついていた⁶⁴⁾。ここで言う「実用的なメディア経験」とは、必要な情報を調べる、文章を作成するなど、趣味としての活用ではないものを指す。第三に、情報倫理教育を受けた経験が多い人ほど、他者に対する迷惑行為などをよくないと判断し、そうした行為には及ばないと回答した⁶⁵⁾。このことから、情報倫理教育の効果への期待が論じられている。ただし、調査対象となった学生たちが過去に受けた情報倫理教育についての記述は当人たちからの報告に基づくものであり、それぞれが受けた教育の内容は様々であるゆえ、教育の質や量をさらに詳しく調べる必要がある⁶⁶⁾。

このように多様な先行研究が存在しているとはいえ、それらにおいては Web 会議ツールの利用は考察の対象になっていない。上述の各種の研究論文にて報告されていた事柄が、Web 会議ツールの利用に関してもどの程度合致するのか、もし異なる点があるとすればどのようなものなのかということが、今後の研究において明らかにされなければならない。また、情報倫理教育の実効性をどのように担保し得るかということも、さらに深めなければならない論点の一つである。例えば、プライバシー・パラドクスの解決に向けての取り組みにおいては、若者のプライバシーをめぐる社会の側の対応が重要であると、スーザン・B・バーンズは強調している。プライバシー問題についての若者やその親に対する教育には、学校や公的機関による教育的努力、それに加えて技術的な解決策が必要であるという⁶⁷⁾。この問題の解消が容易ではないことは、バーンズも認識している。その上で、社会のあらゆるレベルでの取り組みが求められるのであり、「気づき (awareness)」が解決の鍵になると結論する⁶⁸⁾。「気づき」が重要であるという点に異議はないが、それがどのように可能になり得るのかということについては、具体的な実践との関連で問われるべきだろう。萩原 (2021) にて扱った「情報リテラシー」での演習やグループワーク等を通じた教育活動は、その実践例として位置づけることもできると考える。

第五章 おわりに

これまで見てきたように、SNS や Web 会議ツールの利用に関わる情報倫理の諸問題においては、その文脈に注目することが重要である。本稿で参照した先行研究の論者たちの多くに共通しているのは、「情報通信技術の利用に関わる情報倫理とその文脈は、日常生活に関わる倫理及びその文脈と関係しているが、両者の間には埋めることのできない距離が存在する」という認識であった。すなわち、日常倫理だけで事足りるとは言えず、情報倫理に特有な領域についての考察と実践が求められるということである。そして、そのような領域自体が、情報通信技術の発達と普及に伴って変化してきた。さらには、萩原 (2021) でも検討したように、現代社会においては倫理が機能不全に陥っているとされる。「情報倫理／情報モラルは日常モラルをベ

ースとする二次的モラルだと言ってよいように思われる」が、「だからこそ、情報モラルの実現は容易でないと言えるかもしれない。なぜなら、日常モラルそのものが多くの問題を抱えているからであり、また、日常モラルの理想を目指すはずの道徳教育がうまく機能していないとする報告さえ事欠かないからである」と越智貢は指摘する⁶⁹⁾。この指摘に付け加えなければならないのは、そうした「日常」及びそれに関わる倫理や文脈そのものも、不断に変化し得るということである。パンデミックの発生に伴い、人々の日常生活、人々にとっての「日常」の意味さえ、大きく変わってしまった。そうした状況下では、日常に関わる倫理や文脈について、パンデミック以前のものを前提とすることは、必ずしも自明ではない。それらに関する検討も含めて、パンデミック下での情報倫理学の議論を展開していく必要がある。

冒頭に記したように、「情報リテラシー」での Web 会議ツールを利用した教育活動は、筆者自身がそうしたツールを用いた教育は未経験である状態から手探りで始まった。その過程で、情報倫理についての従来の教育内容を見直さなければならなくなった。Web 会議ツールの利用に関する情報倫理教育を行うためには、Web 会議ツールの導入それ自体によってもたらされる可能性のある変化についての検討が不可欠だからである。同様のことは、情報に関わるリテラシーにも当てはまる。本稿では情報倫理に焦点を合わせたため、考察の対象外としたが、筆者が担当する講義では、情報をどのように収集して、どのように分析して、どのように活用して、どのように発信するのかという、リテラシーに関わる論点も扱っている⁷⁰⁾。パンデミック下では、SNS をはじめとしてオンライン上の各所に、不確かな情報や事実と反する情報が数多く出回っている。そのような状況下で、自らが接する情報との適切な関わり方についてのリテラシーの獲得は必須である。情報通信技術が発達し普及した現代社会では、情報倫理と情報リテラシーの双方が不可欠であると言われてきたが、パンデミック下において、その重要性は一層増している。

ただし、倫理やリテラシーは、受講者が受動的に獲得すればよいものではないことは、これまでの記述からも明らかかなはずである。筆者はそのことをパンデミック以前から強調してきたが、Web 会議ツールの利用という新たな論点が付け加わることにより、従来の教育活動の諸前提を改めて問い直される状況に置かれた結果、そうした認識を一層強めることとなった。自己決定権を行使する主体としての「自己」あるいは「個人」とは何か、個人にとっての「プライバシー」とは何かといった、最も基礎的な事柄を、受講者の多くはこれまでの人生の中で、深く考える機会とはほとんどなかったのではないかとと思われる。「自分のことは自分で決める」、「プライバシーに関わることだから他人には秘密だ」といった表現は、受講者たちも日常において当たり前のようについているに違いない。一方で、なぜ自己

決定権やプライバシーが重要であると考えられるのか、それらが正当化され得るのはどのような条件下においてであるのかといった問いも、その先に存在する。このようにして、危害原則やプライバシーに関する議論との関連で受講者が自らの問題として検討することをきっかけに、それまで当たり前のこととして受け入れてきた事柄を一つ一つ批判的に問い直してみようという、大学での研究に必要な基本的な姿勢を学ぶことにもつながる。それゆえ、このような情報倫理教育を初年次教育の一環として行うことは、パンデミック下でのオンライン授業が中心の状況で「通常の大学生活」を送ることが困難な受講者たちに、大学での学びの基礎体力作りの場を提供するという重要な役割も担っていると言えるのではないだろうか。

注

- 1) 萩原優騎「情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題——海洋政策文化学科における『情報リテラシー』の講義を事例として」、『東京海洋大学研究報告』第 17 号、2020 年。
- 2) 萩原優騎「倫理学の観点からの教育活動の接合可能性——海洋政策文化学科における初年次教育の経験に基づいて」、『東京海洋大学研究報告』第 18 号、2021 年。
- 3) 検討の結果、授業には Cisco Webex を主に利用し、必要に応じて Zoom も併用することが決まった。二つの Web 会議ツールを併用しなければならなかったのは、受講者の通信機器や通信環境が多様であり、一部の受講者は Cisco Webex を利用した授業へのスムーズな参加が困難だったからである。
- 4) 担当教員による講義以外にも、本学附属図書館の担当者による情報検索の方法に関する講義、本学産学・地域連携推進機構の担当者による知的財産権等に関する講義も実施される。ただし、2020 年度は、これらの講義はオンデマンド方式での自習課題という形式での実施となった。
- 5) 「情報リテラシー」でのグループワークやプレゼンテーションは、同じく 1 年次の必修科目である「フレッシュマンセミナー」の一環として実施される実習と連動している。千葉県館山市の「水圏科学フィールド教育研究センター館山ステーション」を拠点に行う実習では、市役所、漁港、漁業協同組合、水族館などの関係者から話を聞いたり、スノーケリングや磯観察を行ったりすることを通じて、「海と人との関係」を多角的に学ぶ。「情報リテラシー」でのグループワークやプレゼンテーションは、この実習の事前調査も兼ねて行われ、学びを深める機会となっている。2020 年度は、現地での実習が中止となったため、受講者は各グループで扱うテーマに関して、インターネット、E メール、電話、Web 会議ツールなどを利用して、インタビュー調査や資料収集を行った。
- 6) Moor, James H. “What is Computer Ethics?” *Metaphilosophy*, 16 (4), 1985, p.266.
- 7) *Ibid.*
- 8) Gotterbarn, Donald. “Computer Ethics: Responsibility Regained,” *National Forum: Phi Kappa Phi Journal*, 71 (3), 1991, p.26.
- 9) *Ibid.*
- 10) 村田潔／折戸洋子（編）『情報倫理入門——ICT 社会におけるウェルビーイングの探求』ミネルヴァ書房、2021 年、62 頁。同書では、編者をはじめとする多くの著者が共同で各章を執筆している。そのような事情ゆえ、同書からの引用に際しては、各章の題名や執筆者についての記載は省略する。
- 11) Johnson, Deborah G. *Computer Ethics* (3rd edition), Prentice Hall, 2001, pp.16-17. （水谷雅彦／江口聡（監訳）『コンピュータ倫理学』オーム社、2002 年、23 頁。）
- 12) 水谷雅彦『情報の倫理学』丸善、2003 年、iv 頁。
- 13) 同上。本稿では「情報倫理学」という概念をより狭く定義して、情報通信技術に関わる倫理的な議論に限定している。その理由は、本稿での検討の対象ならびに「情報リテラシー」の授業で扱う内容が、そうした技術をめぐる問題に限られているということである。
- 14) 吉田寛／平沢隼「大学・専門学校における情報倫理教育への提案」、『日本社会情報学会第 24 回全国大会研究発表論文集』、2009 年、256 頁。
- 15) 静谷啓樹『情報倫理ケーススタディ』サイエンス社、2008 年、i 頁。
- 16) 土屋俊「コンピュータ・エシックス？ インターネット・エシックス？」、水谷雅彦／越智貢／土屋俊（編）『情報倫理の構築』新世社、2003 年、10 頁。
- 17) 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997 年、167 頁。
- 18) パンデミックが発生した状況下での感染防止対策との関連で、危害原則への言及がなされることもある。感染防止対策に関する論点は本稿の検討課題ではないので、ここでは扱わない。
- 19) Mill, John Stuart. *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, J. M. Dent & Sons, 1910, p.73. （関嘉彦（編）『世界の名著 49 ベンサム J.S. ミル』中公パックス、1979 年、225 頁。）
- 20) 高橋久一郎「責任と情報倫理」、越智貢／土屋俊／水谷雅彦（編）『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000 年、82 頁。
- 21) 同上、81-82 頁。
- 22) 同上、83 頁。
- 23) 同上。自律的であることの意義が主張される一方で、実際の社会においては、各々がどこまで自律的であるかということは必ずしも厳密に問われないうまま、自己決定権の行使が容認されている。すなわち、成人になれば事実上の判断能力の程度に関係なく自己決定権を認めるという前提で社会は運営されてきたのであり、判断能力の測定に関する基準は実質的には導入しないことが通例である（加藤尚武『応用倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1994 年、182 頁。）。
- 24) しかし、特に生命倫理学の議論の文脈で、「自律」という条件が時として過剰に機能してしまうことがあると指摘され

る。自律的であることの有無が、生存に値する生命か否かという選別の基準になる場合などが、それに該当する。このような議論において参照されることの多いマイケル・トゥーリー (Michael Tooley) は、ある人物が道徳的な意味での「人格 (person)」であるということは、その人物が「生存権 (right to life)」を有するという事と同義であると論じている (Tooley, Michael. “Abortion and Infanticide,” *Philosophy and Public Affairs*, 2(1), 1972, p.40.)。

- 25) Mill, John Stuart. *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, p.73. (関嘉彦 (編)『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』, 224-225 頁。)
- 26) 法律の領域と道徳の領域との関係については、次のように整理することができるだろう。道徳的な判断とは、「法律の規制とは独立に、かつ、一定の原則に従って、社会的な影響をもつ判断を下すこと」であり、「法律がなんら定めることがなくても一定の原則に従った判断を下す必要があると同時に、そのような原則が場合によれば法律と抵触することもありうるということである」(土屋俊「情報技術者の職能倫理——『情報処理学会倫理綱領』を中心に」、越智貢/土屋俊/水谷雅彦 (編)『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000 年、113 頁。)
- 27) 個人情報保護法には、次のように記されている。「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)) で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 (個人識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの。また、「個人識別符号」についての説明は、以下の通りである。「この法律において『個人識別符号』とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。個人情報保護法の条文の引用に当たっては、「e-Gov 法

令検索」を参照した。

- <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>
(2021 年 8 月 14 日閲覧)
- 28) 立山紘毅「プライバシーの侵害・個人情報の漏洩」、越智貢 (編)『情報倫理学入門』ナカニシヤ出版、2004 年、36 頁。
 - 29) Warren, Samuel D. & Louis D. Brandeis. “The Right to Privacy,” *Harvard Law Review*, 4(5), 1890, p.193.
 - 30) 立山紘毅「プライバシーの侵害・個人情報の漏洩」、37 頁。
 - 31) Westin, Alan. *Privacy and Freedom*, Atheneum, 1967, p.7.
 - 32) Moor, James H. “Towards a Theory of Privacy in the Information Age,” *Computers and Society*, 27(3), 1997, p.31.
 - 33) *Ibid.*
 - 34) 水谷雅彦『情報の倫理学』, 62 頁。
 - 35) 村田潔/折戸洋子 (編)『情報倫理入門』, 81-82 頁。
 - 36) 同上、82 頁。
 - 37) これは、個人情報や肖像権といった論点と関わるゆえ、先述した危害原則との関連でも捉えられるべき事柄である。また、「自律」という概念をより広く定義するならば、自身に関わる情報のコントロールも、自律に関わる問題の一部として位置づけることができる。「情報リテラシー」の講義での限られた時間内で扱うことはできないが、自律とプライバシーとの関係についても、受講者が学びを深める意義は大きい。情報倫理学の領域では、両者の関係を論じた多くの先行研究が存在する。注 32) に挙げたムーアの論考も、その一例である。
 - 38) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、4-5 頁。
 - 39) 現代社会においては、様々な情報通信技術を用いて企業が膨大な情報を収集・蓄積し利用しているのであり、プライバシーの侵害のリスク、そしてプライバシーの保護が重要な検討課題になっているという認識が、この研究の背景に存在する (村田潔/折戸洋子 (編)『情報倫理入門』, 108 頁。)
 - 40) Barnes, Susan B. “A Privacy Paradox: Social Networking in the United States,” *First Monday*, 11(9), 2006, p.5.
<https://doi.org/10.5210/fm.v11i9.1394> (Accessed August 3, 2021)
 - 41) *Ibid.* 一例として、以下のようなケースが示されている (*Ibid.*, pp.5-6.)。テレビ番組のレポーターから Facebook についてのインタビューを受けた際、ある学生は自身が開設しているページを見せた。そこには、各種の個人情報が掲載されていた。それにもかかわらず、公開することの危険性に気づかないまま、あまりにも多くの個人情報を提示した。
 - 42) *Ibid.*, p.6.
 - 43) *Ibid.*, p.7.
 - 44) Adorjan, Michael & Rosemary Ricciardelli. “A New Privacy Paradox? Youth Agentic Practices of Privacy Management Despite ‘Nothing to Hide’ Online,” *Canadian Review of Sociology*, 56(1), 2019, p.10.
 - 45) *Ibid.*, p.9.
 - 46) *Ibid.*, p.10.

- 47) Nissenbaum, Helen. "Privacy as Contextual Integrity," *Washington Law Review*, 79, 2004, p.137.
- 48) *Ibid.* そうした文脈は、役割、期待、行動、習慣といった様々な側面を統御する種々の規範を含む (*Ibid.*)。ニッセンバウムは、それらの規範の一部である、情報に関わるものに焦点を合わせて論じている。
- 49) *Ibid.*, p.138.
- 50) *Ibid.*, p.140.
- 51) Adorjan, Michael & Rosemary Ricciardelli. "A New Privacy Paradox? Youth Agentic Practices of Privacy Management Despite 'Nothing to Hide' Online," p.11.
- 52) *Ibid.*, p.18. 以下のような例が示されている (*Ibid.*)。ある学生は、家族との交流のために Facebook を利用する。友人に対して自己を提示するために用いるのは、Instagram である。Snapchat では「本当の自分」をさらけ出して、人々は自分のことを愚かな行為に及ぶ者として認識する。別の学生は、SNS での人間関係の管理方法がそれぞれ異なることを挙げている。Twitter では、ブロッキングによって不要な交流を阻止することが簡単にできるが、Facebook ではそれが容易ではなく、ほとんど交流のない「友人」が膨大な人数になる。
- 53) *Ibid.*, pp.18-19. この点については、次のような例が挙げられている (*Ibid.*, p.19.)。親密な交流の場としての Snapchat では、プライバシーの設定により、投稿内容を閲覧可能な相手を制限できる。ブロッキングや特定の SNS を利用しないことも、交流を制限する手段である。しかし、それらの代償も大きい。交流を避けることで仲間外れになるならば、皆が知っているはずの情報を自身は入手できなくなる。
- 54) 村田潔／折戸洋子 (編)『情報倫理入門』、111-112 頁。さらに、若者たちのプライバシーに関わる行動や認識の問題に加えて、情報通信技術の高度な発達によって別種のプライバシー・パラドクスも生じていると、村田らは論じる。それは、「さまざまなコンピュータ機器やオンラインサービスを通じて合法的に収集され、大規模に蓄積された個人データを解析することによって、個人に対するパーソナライズされた、そして情報システムを運用する組織の意向に沿う特定の行動や心理状態を引き起こすための情報サービスを、個人へのコントロール行為の一環として提供する」ということ、つまり、「個人データ保護への手厚い対応が進む中で、深刻なプライバシー侵害を引き起こすのは、私的な決定事項や心理状態への情報システムによる自動化された介入である」(同上、112-113 頁。)
- 55) 倫理の機能不全という事態については、萩原 (2021) にて論じた。
- 56) 一例として、オンライン上での制御不能感覚をより強く表明したのは、都市部出身の女性だったという (Adorjan, Michael & Rosemary Ricciardelli. "A New Privacy Paradox? Youth Agentic Practices of Privacy Management Despite 'Nothing to Hide' Online," p.22.)。
- 57) 水谷雅彦『情報の倫理学』、61-62 頁。
- 58) 文部科学省『情報活用能力調査 (高等学校) 調査結果』文部科学省生涯学習政策局情報教育課、2017 年、58 頁。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/01/18/1381046_02_1.pdf (2021 年 8 月 1 日閲覧)
- 59) 石川真「オンライン上の情報発信に着目したコミュニケーションスキルに関する研究」、『上越教育大学研究紀要』37(2)、2018 年、330 頁。
- 60) 同上。
- 61) 越智貢『『情報モラル』の教育——倫理学的視点から』、越智貢／土屋俊／水谷雅彦 (編)『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000 年、199 頁。ここで越智が「情報倫理」ではなく「情報モラル」という表現を採用しているのは、この論考が日本における情報倫理教育の歴史を視野に入れたものだからである。「情報モラル」は、日本の教育現場で用いられてきた表現である。それは、新学習指導要領で中学校や高等学校での情報に関する教育が課された際に、その一環として学習の対象となった (同上、188 頁)。その意味で、教育対象とする年齢層は限定されているとも言える。しかし、その中身や扱われている論点を見てみると、大学などの高等教育機関において教育されている「情報倫理」と同じ線上にあるのであり、内容上はほぼ変わらないと、越智は論じている (同上、194 頁)。
- 62) 同上、205-206 頁。
- 63) 深田昭三／中村純／岡部成玄／布施泉／上原哲太郎／村田育也／山田恒夫／辰巳丈夫／中西通雄／多川孝央／山之上卓「大学生の情報倫理にかかわる判断と行動」、『日本教育工学会論文誌』37(2)、2013 年、103 頁。これは、日常的倫理意識だけで事足りるということではない。情報通信技術の発達と普及に伴って生じた問題を扱った情報倫理に固有な論点について、日常的な倫理意識によって代替することはできないからである。
- 64) 同上、103-104 頁。
- 65) 同上、104 頁。
- 66) 同上。また、ネットワークを利用した犯罪等の反倫理的、反社会的とされる行動を情報倫理教育が抑制できるのかということも、今後の検討課題として残されている (同上)。
- 67) Barnes, Susan B. "A Privacy Paradox: Social Networking in the United States," p.12.
- 68) *Ibid.*, p.14.
- 69) 越智貢『『情報モラル』の教育』、210 頁。
- 70) 筆者が担当する講義にて情報リテラシーを論じるに当たっては、従来もインフルエンザの予防接種の事例を紹介していた。2020 年度の講義では、時間の制約で扱うことのできる分量は限られていたとはいえ、COVID-19 にも僅かながら言及した。インフルエンザの予防接種の事例については、以下を参照。廣野喜幸『サイエンティフィック・リテラシー——科学技術リスクを考える』丸善、2013 年、第 10 章。

パンデミック下での初年次教育としての情報倫理教育の課題 —Web 会議ツールの利用に関する論点を中心に—

萩原優騎

(東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

情報通信技術を適切に利用するためにはどうすればよいのかということは、現代社会における初年次教育としての情報倫理教育の基礎的な論点の一つである。倫理規範は、それが機能する文脈と密接に関係している。それゆえ、あらゆる場面に無批判に適用できる規範は存在しない。例えば、若者たちはプライバシーに無知であり、オンラインとオフラインの違いを無視していると言われてきた。しかし、特に SNS (Social Networking Service) の普及と多様化以降、若者たちは「隠すべきものは何もない」と言いつつ、印象のマネジメントという観点から、コミュニケーションの対象に応じて異なるタイプの SNS を使い分けている。つまり、プライバシーの保護にどれほど積極的であるかということの評価は、その文脈への着目なしには成り立たない。このことは、パンデミック下での情報倫理教育の在り方を検討する際に重要な点である。多くの大学で Web 会議ツールが利用されているが、その利用に関わる情報倫理教育は、若者たちを取り巻く状況を考慮に入れて行われなければならない。パンデミック下では、倫理規範の根底にある日常の文脈そのものが変化してしまったかもしれない。

キーワード: 情報倫理学、危害原則、プライバシー、Web 会議ツール、SNS、パンデミック